

阿蘇市通学路交通安全プログラム

1 目的

本プログラムに基づき、関係機関による通学路合同点検（以下、「点検」という。）を実施し、その結果に係る対応について協議するとともに必要な措置を講じることにより、通学路の安全を確保することを目的とする。

2 取組方針

(1) プログラムの基本方針

次の①から④をPDC Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

- ① 点検、対策の検討（P L A N）
- ② 対策の実施（D O）
- ③ 対策結果の検証（C H E C K）
- ④ 対策改善・充実（A C T I O N）

(2) 点検

① 体制

次に掲げる関係機関等により点検を実施する。

- ア 学校
- イ 教育委員会
- ウ 警察
- エ 道路管理者
- オ 各地域交通安全指導員等の関係者

② 範囲

各小学校区を点検範囲とする。

③ 時期等

- ア 各小学校区において、3年に1回以上の点検を実施する。
- イ 点検時期は、「春の全国交通安全運動」期間等に合わせて各年度4・5月に定期で実施することとし、必要に応じて臨時点検も行う。

(3) 対策の検討と実施

① 対策の検討

点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとの対策対応者、対策内容及び時期を協議のうえ決定する。

② 対策の実施

協議の結果、対策対応を行うこととなった機関は、予定された時期までに対策を施すよう努めるものとする。なお、経費等の関係で予定を変更せざるを得ないときは、教育委員会に報告することとする。

③ 対策必要箇所の把握

関係機関で情報を共有するため、教育委員会は、点検・検討のうえ対策を必要とされた箇所について、箇所ごとに、対策が必要と判断された内容、対応機関、対策内容等を一覧にして作成し、阿蘇市ホームページで公表することとする。また、必要に応じて対策実施箇所を記した校区図等を添付する。

(4) 対策結果の報告と検証

- ① 関係機関は、対策の実施が完了した際は、安全点検事務局（阿蘇市教育委員会）に報告するものとする。なお、報告は任意様式によるものとし、対策内容の説明と対策状況が分かる写真を提出するものとする。
- ② 教育委員会は、対策実施箇所の状況について、関係者から意見を聴くなどしてその効果を把握し、引き続き関係機関と連携して改善・充実を図るよう努める。